

柏市自転車乗車用ヘルメット購入費等補助金交付要綱

制定 令和 6 年 8 月 1 日

施行 令和 6 年 8 月 1 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットを購入する市民に対し、柏市自転車乗車用ヘルメット購入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民が自転車を利用する際のヘルメットの着用の普及を図り、もって自転車利用者の安全運転の促進に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 60 年柏市規則第 29 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 自転車乗車用ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの安全基準を満たすものの

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CE マークで『EN1078』に限る

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マークで『CPSC1203』に限る

(対象)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 自転車乗車用ヘルメット購入時及び補助金申請時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき柏市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 市税を滞納していない申請者

(3) 柏市暴力団排除条例（平成24年柏市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

2 前項に掲げる者に対する補助金（以下「購入者向け補助金」という。）の交付対象とする経費（以下「購入者向け補助事業対象経費」という。）は、購入する自転車乗車用ヘルメット（自己又は同居する者の使用に係るものに限る。）の税込の本体価格のみとする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、購入者向け補助事業対象経費1件当たり2,000円を上限とする。ただし、1件当たりの購入者向け補助事業対象経費が税込2,000円未満の場合には全額とする。

2 補助金の申請回数は、自転車乗車用ヘルメットの使用者一人につき、1回を限度とする。

（申請書記載事項）

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に定める事項とする。

(1) 購入者向け補助金に係る規則第2条第1項に規定する申請希望者に係る氏名、住所、生年月日及び連絡先の電話番号、振込先の金融機関名、口座番号及び口座名義人

(2) 補助申請額及び補助対象額、当該自転車乗車用ヘルメットの購入年月日

(3) 購入した自転車乗車用ヘルメットの使用者に係る氏名、生年月日及び申請者との続柄（ただし、申請者と使用者が同一の場合には省略可能）

（申請書添付書類）

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に定める書類とする。

(1) 自転車乗車用ヘルメットの購入に係る経費の総額及び内訳が記載されたものの写し

(2) 購入した自転車乗車用ヘルメットの全体が写っている写真及び第2条第1号に該当することが確認できる認証マークの写真
(標準処理期間)

第7条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月6日から施行し、同年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1号アの規定及び第2号様式は、この要綱の施行の日以後に購入等をされる自転車乗車用ヘルメット購入費等に係る補助金について適用する。

ただし、従前の第2号様式による申込も可とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行し、同年4月1日から適用する。